

特別開催!!

朗報か呪縛か!

「事業承継税制で税金ゼロ」の 効果と落とし穴

事業承継税制とは、後継者が相続や贈与によって取得した自社株式について、後継者による事業継続などを要件として相続税・贈与税の納税が猶予される制度です。

平成30年税制改正では10年間の期間限定措置として特例制度が創設され、

①対象株式数・猶予割合の拡大、②対象者の拡大、③雇用要件の弾力化、④新たな減免制度が盛り込まれることにより、これまでより使い勝手の良い制度となりました。

ただし、事業承継税制は事前に検討しておくべきポイントが多く、事前検討が不十分なまま適用してしまうと後から思わぬ落とし穴にはまってしまうこともあります。

今回のセミナーでは、特例制度の概要から適用を受けるための要件はもちろん、制度利用を検討する際にはぜひ押さえていただきたいポイント、留意点をご紹介します。

事業承継税制の特例制度を検討されている経営者、後継者の方は、この機会にぜひご参加ください。

名古屋 定員60名

日時

2018年

6月29日 金

13:30~15:00 (受付開始13:00~)

会場

名古屋クロスコートタワー8階 名古屋新事務所セミナールーム(地図裏面)

※6/初旬、事務所移転に伴い、会場は「クロスコートタワー」となります。ご留意いただきますようお願いいたします。

受講料

無料 ※1社3名様まで

講師



有賀 雄一

アタックス税理士法人 税理士

名古屋市立大学卒業後、金融機関、個人会計事務所勤務を経て、2013年アタックス税理士法人入社。主に中小企業から中堅企業までの税務顧問を担当、税務コンサルティング業務や組織再編実行支援業務等にも携わる。誠実な対応を心がけ、どんなことでも相談できる関係づくりを心掛けている。

主催

アタックス税理士法人
アタックスグループ 経営情報室



■朗報か呪縛か！「事業承継税制で税金ゼロ」の効果と落とし穴（90分） 講師：有賀雄一

I はじめに

1. 事業承継税制とは 2. 平成30年改正概要

II 特例制度の概要を知りたい

1. 贈与税の納税猶予 2. 相続税の納税猶予 3. 贈与税納税猶予から相続税納税猶予への切り替え
4. 猶予連続贈与 5. 猶予税額の免除

III 対象となる要件を知りたい

1. 中小企業者とは 2. 先代経営者、後継者、対象会社の3つの視点 3. 資産管理型会社とは

IV 手続きを知りたい

1. 承継計画書とは 2. 手続きの流れ

V 制度の留意点を知りたい

1. 取消事由を把握しておくべき 2. その他の留意点

■FAXにてお申込みの場合 下記にご記入の上、切り取らずに送信ください。

FAX: 052-586-8833

会社名		会員種別	<input type="checkbox"/> 特別会員	<input type="checkbox"/> メルマガ会員	<input type="checkbox"/> 一般
所在地	〒	TEL()		—	
		FAX()		—	
部署・お役職	ご芳名	E-mail			
		@			
		@			
		@			

■インターネットにてお申込みの場合は、下記を検索ください。

アタックスグループ **検索**

■会計事務所・経営コンサルティングファーム等、
ご同業者のお申込みはご遠慮ください。

■本セミナーは経営情報の提供を目的に実施するものであり、
本イベント中における営業活動などはご遠慮いただいておりますので、
ご留意くださいますようお願い致します。

■会場に駐車場のご用意はございません。

※公共交通機関をご利用ください

アタックスグループ 新名古屋事務所ご案内



〒450-0002 名古屋市中村区名駅 4-4-10
名古屋クロスコートタワー8階

お問合せ先 **アタックス・ビジネス・セミナー事務局**
TEL: 名古屋 (052) 586-8829 担当: 早川・上田
メール: hayakawa@attax.co.jp URL: http://www.attax.co.jp/